



# 島根県報

令和7年3月14日（金）

第 5 9 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県産業廃棄物減量税条例の施行期日を定める規則	（税 務 課）	4
島根県産業廃棄物減量税条例施行規則	（ ” ）	4
島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（情報システム推進課）	32
島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則	（沿岸漁業振興課）	32

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	32
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出	（ ” ）	33
介護保険法の規定による介護老人保健施設の廃止の届出	（ ” ）	33
換地処分（2件）	（農村整備課）	33
保安林の指定（3件）	（森林整備課）	34
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（ ” ）	35
土地収用法の規定による事業の認定	（用地対策課）	36
廃川敷地等の発生	（河 川 課）	38

### 【公 告】

島根県母子父子寡婦福祉資金システム開発・運用保守業務に係る提案競技の実施	（青少年家庭課）	38
特定計量器の定期検査の実施	（商工政策課）	41
基本測量の実施	（技術管理課）	43
公共測量の終了（3件）	（ ” ）	43

### 【特定調達公告】

令和7年度島根県漁業取締船「せいふう」及び島根県漁業試験船「やそしま」	（水 産 課）	44
船舶用燃料軽油（免税）購入に係る一般競争入札の実施		
島根県立中央病院における全身用X線CT診断システム調達及びメンテナンス業務の委託に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	47

### 【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		47
不在者投票を行うことができる施設の指定		48

### 【公安規則】

島根県道路交通法施行細則及び島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	48
--	-----------	----

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

(    "    ) 57

- ア 参加する資格のない者が提案したとき。
- イ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ウ 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- エ 提案者が当該提案協議に対して2以上の提案をしたとき。
- オ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- カ その他あらかじめ指示した事項に反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 契約

### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約辞退した場合などは審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

### (3) 前金払

前金払は行わない。

### (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

### (5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

## 10 その他の留意事項

- (1) 提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案競技及び契約の手に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (6) 提出された書類の返却は行わない。

## 11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

島根県健康福祉部青少年家庭課 ひとり親支援第二係

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（第2分庁舎）

電話（直通） 0852-22-6688

電子メール bfks@pref.shimane.lg.jp

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Development and Operational Maintenance of the Shimane Prefecture Welfare Loan Program for Single-Parent Families System, 1 set
- (2) Deadline for Submission of Proposal documents: April 18th, 2025
- (3) Contact and Submission Address: Youth and Domestic Affairs Division, Shimane Prefectural Office, Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan  
TEL: 0852-22-6688

2項の規定により公告する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸山達也

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
11月10日から12月12日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、知夫村、海士町、西ノ島町、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
6月2日から8月29日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、知夫村、海士町、西ノ島町、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検査 期 日	検査 時 間	検査 場 所
益田市	5月8日	10時から15時30分まで	益田市役所
	5月9日	10時から11時まで	
	5月12日	13時から15時まで	
	5月13日	9時30分から15時まで	
	5月14日	10時から15時30分まで	
	5月15日	10時から16時まで	
	5月20日	10時から16時まで	
	5月21日	9時から16時まで	
	5月22日	9時から16時まで	
	5月23日	9時から12時まで	
雲南市	6月3日	10時から15時30分まで	雲南市役所
	6月4日	11時から15時30分まで	
	6月5日	10時30分から15時30分まで	
	6月9日	10時から14時まで	
	6月10日	9時30分から16時まで	
	6月11日	10時から15時30分まで	
	6月12日	10時30分から16時まで	
	6月13日	9時30分から15時まで	
知夫村	6月24日	13時から14時30分まで	知夫村役場

海士町	6月25日	9時30分から16時30分まで	海士町役場
	6月26日	9時30分から11時30分まで	
西ノ島町	6月26日	13時30分から17時まで	西ノ島町役場
	6月27日	9時から11時まで	
隠岐の島町	7月1日	13時30分から17時まで	隠岐の島町役場
	7月2日	9時から17時まで	
	7月3日	9時30分から17時まで	
	7月15日	13時30分から16時30分まで	
	7月16日	9時30分から16時30分まで	
	7月17日	9時30分から12時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域  
島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年2月21日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年3月14日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測深測量）
- 2 作業期間  
令和6年5月7日から令和7年2月21日まで
- 3 作業地域  
出雲市及び雲南市地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年10月31日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。